

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が財政的な援助等を行っている出資団体（出資率25%以上の団体）、損失補償団体、補助団体等、指定管理者（公の施設を管理する団体）等について、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行に関して監査を実施するものです。

2 監査実施団体

本県の財政的援助団体等は、多数にわたるため、次の61団体を選定して監査を実施しました。

選 定 区 分		実施数
出 資 団 体	100%出資団体	7
	25%以上 100%未満の出資団体	11
	小 計	18
補 助 団 体 等	学校法人	19
	社会福祉法人	4
	商工会議所、商工会	10
	土地改良区等	6
	小 計	39
指 定 管 理 者		4
合 計		61

3 監査法人の活用

出資団体のうち、愛知県土地開発公社、中部国際空港連絡鉄道株式会社及び財団法人愛知臨海環境整備センターの3団体について、監査法人への委託により、公認会計士が監査に同行し、財務諸表の適正性の検証の精度を上げるとともに、事務事業の費用対効果の面からの考察も行いました。

4 監査結果及び監査意見

監査を実施した結果、5団体において指摘事項が1件、指導事項が3件、検討事項が1件ありました。また、その他に県に対する監査意見が1件ありました。これらの内容は別紙のとおりです。

<区分>

指摘事項：注意改善を必要とする事項

指導事項：注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの

検討事項：改善に向けて検討する必要があると認められるもの

5 今後の予定

今回の監査の結果、知事が監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知があり、監査委員は、当該通知に係る事項を公表することとなります。

1 監査結果

(1) 注意改善を必要とする事項（指摘事項）【1件】

○ 社会福祉法人 愛知県婦人福祉会

民間社会福祉施設運営費補助金について、補助対象となる臨時職員の勤務日数を過大に報告したため、補助金 130,000 円が過大に交付されていた。

< 事案の概要 >

婦人保護施設「白菊荘」の運営について、臨時職員 1 名（5 時間/日、週 3 日勤務）の年間勤務実績を 156 日として算定し、補助金の実績報告書を提出していたが、給与支払簿を確認したところ、勤務実績は 146 日であった。

[補助金額]

基礎単価×増配置職員数×年間施設利用者数＝算定額

(誤) @7,200 円×0.40 人 (156 日×5 時間/1,944 時間) ×600 人≒1,728,000 円

(正) @7,200 円×0.37 人 (146 日×5 時間/1,944 時間) ×600 人≒1,598,000 円

(△130,000 円)

(2) 注意改善を必要とする事項のうち、その程度が軽微なもの（指導事項）【3件】

○ 愛知県公立大学法人

工事請負契約の入札の公告の際に予定価格を公表していたが、法人の契約事務取扱規程第 11 条の規定では、入札に付する事項の予定価格は開札まで明らかにしないこととされている。

< 参考 >

愛知県公立大学法人契約事務取扱規程

(予定価格の作成)

第 11 条 会計責任者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

○ 愛知高速交通株式会社

小口現金の取扱いに関して次のような事例が見受けられた。

- ① 平成 21 年度及び平成 22 年度の支出について、翌年度の小口現金で処理しているものがあった。
- ② 小口現金の払い出しに当たり、会社が定めた小口現金払出票を作成せずに処理しているものがあった。

<事案の概要>

- ① 平成 21 年度会計で処理するべきであった物品購入及び役務に係る支出 13 件、94,635 円（平成 22 年 3 月分）を平成 22 年度会計で処理していた。また、平成 22 年度会計で処理するべきであった物品購入に係る支出 2 件、7,156 円（平成 23 年 3 月分）を平成 23 年度会計で処理していた。
- ② 平成 23 年 3 月 23 日受入分 900,000 円及び平成 23 年 3 月 31 日受入分 200,000 円については、小口現金補充伺いにより決裁は行われていたが、小口現金払出票が作成されていなかった。

<参考>

愛知高速交通株式会社小口現金取扱い要領

第 3 小口現金の取扱い要領は次のとおりとする。

2 小口現金取扱い事務について

- (6) 経理担当者及び各駅長は取り扱う小口現金の残額が少なくなった場合、必要額を小口現金払出票により出納責任者へ申請するものとし、出納責任者は同票により経理責任者の承認を得たうえで払い出すものとする。

○ 学校法人 名古屋カトリック学園

私立学校経常費補助金において、補助対象とならない国外研修費 925,000 円及び食糧費 208,076 円、計 1,133,076 円を補助対象経費として実績報告していた。

<事案の概要>

あけの星幼稚園

(誤) 補助対象経費 103,364,176 円

(正) 補助対象経費 102,231,100 円

(△1,133,076 円)

<参考>

愛知県私立学校経常費補助金取扱要領

3 補助対象経費

補助対象経費は、教育を行うために要する経費で別表 1 及び 2 の「補助対象経費」欄に掲げる経費とする。ただし、次のいずれかに該当する経費は除くものとする。

(4) 食糧費、慶弔費、交際費及び広告費の性格を有する経費

別表 1 補助対象経費－教職員の研修に係る経費（国外に係るものを除く。）

(3) 改善に向けて検討する必要があると認められるもの（検討事項）【1件】

○ 財団法人 愛知臨海環境整備センター

平成 23 年 3 月に全面供用開始された衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場について、既に埋め立てを終了した名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場の処理実績や資源循環型社会の推進による廃棄物排出量の減少などを勘案すると、長期収支計画の収入に関して計画と実績の間に大きな乖離が生じるおそれがある。

現状を踏まえた長期収支計画の見直しに向けて、県と認識を合わせ、融資している金融機関の理解も得て検討を進められたい。

< 事案の概要 >

平成 23 年 3 月に全面供用開始された同処分場に係る必要経費については、一般廃棄物及び産業廃棄物の埋め立て処分料金でまかなうこととしている。長期収支計画では、処分量が平成 23 年度の 30 万トンから徐々に増加し、平成 26 年度以降は 50 万トン超となる見込となっているが、平成 21 年度末で埋め立てを終了した名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場では、平成 16 年度以降は減少傾向にあり、平均でも年 22.2 万トン程度にとどまっている。同じく平成 22 年度末に埋め立てを終了した衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場（財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターが管理）での処分量の推移を勘案した場合でも、計画値の達成には困難が伴うことが想定される。

計画値達成に支障が生じれば、県の損失補償の履行義務が生じる可能性もあることから、新たな顧客の開拓など、県、産業界等とともに対策を講じる必要がある。

2 監査意見【1件】

○ 財団法人愛知県生活衛生営業指導センターの監査結果に添えた監査意見

<所管課 健康福祉部健康対策局生活衛生課>

生活衛生指導事業費補助金において、次のような事例が見受けられたが、県はこれらの経費の全額を補助金として支給している。

- ① 相談指導顧問設置事業において、相談指導顧問による相談を月1回の予約制により実施しており、顧問1人に対して月額10,000円、年間120,000円の報酬を支払っているが、平成22年度は相談実績がなかった。
- ② 事業活動調整員設置事業において、事業活動調整員による調査・指導業務を調査案件が発生した場合に依頼することとしており、調整員2人に対して月額1人当たり4,500円、年間計108,000円の報酬を支払っているが、平成7年度以降、案件処理の実績がなかった。

必要な際に専門的知識を有する者が相談支援業務等を的確かつ迅速に実施できるよう、法人は年間を通じて報酬を支払っているが、ピーク時に比べると両事業における相談件数等は著しく減少しており、これらの事業に対する社会的ニーズは薄れてきている。

このため、県においては、法人とも調整を行いながら、実績の有無に関わらず毎月の報酬額を支払う現行制度の見直しを検討し、より実効性のある補助制度の構築に努められたい。

<事案の概要>

財源負担 国1/2、県1/2

① 相談指導顧問設置事業

専門的かつ高度な相談内容に的確に対応するため、相談指導顧問を配置し、相談指導に応じる。

[実績]

(単位：件)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
相談件数	28	36	29	6	0	3	2	2	2	0	1

② 事業活動調整員設置事業

事業活動調整員が、生活衛生関係営業における紛争に関する情報の収集・調査及び指導を行い、当事者の自主解決の促進に努める。

[実績] 平成7年度以降、案件処理実績なし